

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公表番号】特表2014-513276(P2014-513276A)

【公表日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-028

【出願番号】特願2013-557765(P2013-557765)

【国際特許分類】

G 0 1 N 33/48 (2006.01)

G 0 1 N 33/68 (2006.01)

【F I】

G 0 1 N 33/48 Z N A S

G 0 1 N 33/48 J

G 0 1 N 33/68

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

全血またはその成分を採取し、安定化させるための採取用デバイスであつて、

前記採取用デバイスは第1の端部および第2の端部ならびにリザーバーを画定する少なくとも1つの内壁を含み、

前記リザーバーはリゾホスホリパーゼ(Lysophosphatidylcholine)阻害剤を含む安定剤を含み、

前記安定剤は、ブチルコリンエステラーゼ(BuChE)阻害剤、アセチルコリンエステラーゼ(AChE)阻害剤、またはそれらの組み合わせをさらに含み、

前記デバイスは、抗凝固剤をさらに含む、

ことを特徴とする採取用デバイス。

【請求項2】

チューブであることを特徴とする、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記チューブは、血液を前記リザーバーに供給するために針によって穿刺できるクロージャーをさらに含むことを特徴とする、請求項2に記載のデバイス。

【請求項4】

前記チューブは、少なくとも部分的に真空にされたチューブであることを特徴とする、請求項3に記載のデバイス。

【請求項5】

前記チューブは滅菌されていることを特徴とする、請求項4に記載のデバイス。

【請求項6】

前記内壁はプラスチックまたはガラスからなることを特徴とする、請求項1から5のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項7】

前記リザーバーは分離要素を含むことを特徴とする、請求項2から5のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項8】

前記 L y s o P L A 阻害剤は、メチルアラキドニルフルオロホスホネート (M A F P) であることを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項 9】

前記 L y s o P L A 阻害剤は、プロモエノールラクトン、エチルオクチルホスホノフルオリデート、イソプロピルドデシルホスホノフルオリデート、n - ドデシル - ベンゾジオキサホスホリン - 2 - オキシド、パルミチルトリフルオロメチルケトンおよびパルミトイカルニチンからなる群から選択されることを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項 10】

前記 B C h E 阻害剤はタクリンまたはその誘導体であることを特徴とする、請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 11】

前記安定剤はプロテアーゼ阻害剤をさらに含むことを特徴とする、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項 12】

前記プロテアーゼ阻害剤は、セリンプロテアーゼの阻害剤、エンドペプチダーゼの阻害剤、エキソペプチダーゼの阻害剤、ジペプチジルペプチダーゼの阻害剤、またはそれらの 2 つ以上の組み合わせであることを特徴とする、請求項 11 に記載のデバイス。

【請求項 13】

前記安定剤は凍結乾燥されていることを特徴とする、請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項 14】

前記抗凝固剤は E D T A もしくはその塩、またはヘパリンであることを特徴とする、請求項 1 に記載のデバイス。

【請求項 15】

前記抗凝固剤は、前記内壁の少なくとも一部にコーティングまたは噴霧乾燥されていることを特徴とする、請求項 14 に記載のデバイス。

【請求項 16】

前記安定剤はエステラーゼ阻害剤を含まないことを特徴とする、請求項 1 から 15 のいずれか一項に記載のデバイス。

【請求項 17】

全血またはその成分を採取し、安定化させるための方法であって、請求項 1 から 16 のいずれか一項に記載のデバイスの中に患者からの血液を採取するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 18】

前記血液またはその成分は糖尿病患者から得られ、前記成分はグレリン、グルカゴン、G I P₍₁₋₄₂₎、G L P - 1 - (7 - 3 6) N H₂、G L P - 1 - (7 - 3 7)、およびそれらの 2 つ以上の組み合わせであることを特徴とする、請求項 17 に記載の方法。

【請求項 19】

前記血液成分は血漿であることを特徴とする、請求項 17 または 18 に記載の方法。

【請求項 20】

代謝性疾患を診断するための、または代謝性疾患有する患者の治療をモニターするための方法であって、

前記方法は少なくとも 1 つの所定の時間に血液またはその成分の試料中のグレリンの存在または量を測定するステップを含み、

前記血液は請求項 1 から 16 のいずれかに記載の採血デバイスの中に患者から採取し、対照よりも高い測定量は代謝性疾患の存在または治療の有効性の指標とする、ことを特徴とする方法。

【請求項 21】

血液またはその成分中のプロドラッグおよび / またはその活性代謝物の存在または量を

検出するための方法であって、

前記方法は、脂肪族エステル基を含むプロドラッグを投与された患者から得られた血液またはその流体成分の試料中における前記プロドラッグの存在を検出したまはその量を測定するステップであり、

前記血液またはその流体成分は請求項 1 から 1_6 のいずれか一項に記載の採血デバイスに採取するステップと、

前記検出された存在または測定された量を対照と比較するステップとを含む、ことを特徴とする方法。